

事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可

【審査基準】

中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第4項の該当性の判断は、自動車損害賠償保障法第27条の2第2項において準用する第27条第2項の規定に適合するか否かにより判断するものとする。